

精神障害者社会適応訓練事業 の概要

—平成21年4月行政調査結果から—

元職業能力開発総合大学校福祉工学科

佐藤 宏

精神障害者社会適応訓練事業とは

根拠:精神保健福祉法第50条

- * 知的障害者の「職親」制度(知的障害者福祉法第16条第1項第3号)の精神障害者版
- * 昭和57年度「通院患者リハビリテーション事業」
- * 平成7年法改正により法定化
- * 事業の実施主体は都道府県・政令市、協力事業所への委託契約による事業

実施通達:

- * **精神障害者社会適応訓練事業の実施について**(昭和57年4月16日付厚生省公衆衛生局長通知、平成15年4月10日付改正)
- * **平成15年度:地方交付税による一般財源化**
- * **精神障害者社会適応訓練事業と就職支援の連携の一層の強化について**(平成20年9月11日付厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課長・社会援護局精神・障害保健課長連名通知)

社会適応訓練事業の役割についての 検討の必要性

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において規定されている社会適応訓練事業の位置づけについて、これまで果たしてきた役割を踏まえつつ、検討すべきではないか。

(厚生労働省・今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会(第12回、平成20年10月29日)資料の「論点整理」から。)

調査の概要

(1) 目的

各都道府県及び政令指定都市における精神障害者社会適応訓練事業の実態把握

(2) 調査対象

全国47都道府県及び18の政令指定都市(計65団体、ただし、山形県は当該事業を平成18年度以降中止しているため実質回答数は64団体)

* 第3回目(21年4月調査)による。

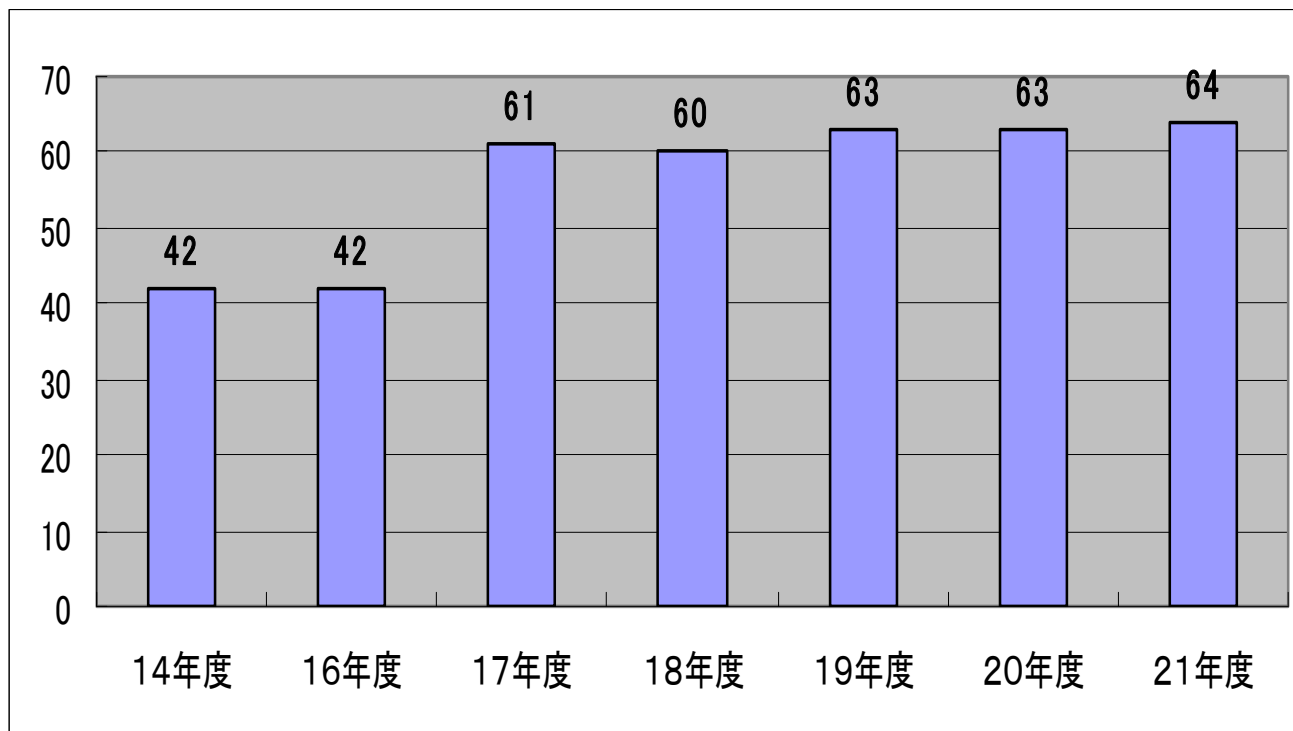
(注) データは各年実績によるが、19年度は一部を除き厚生労働省精神・障害保健課調査による。21年度は予算ベースであるが、一部年度当初の実績が記入されている場合もある。

項目により未回答の団体もあるため、各項目毎の集計対象団体数は異なる。

今回調査結果の要約

	平成20年度(実績)			平成21年度(予算ベース)		
	集計対象数	総数(総額)	平均	集計対象数	総数(総額)	平均
①事業の予算額(万円)	63	53,959	856.5	64	54,441	850.6
②登録事業所数	63	6,580	104.4	57	5,662	99.3
③利用のある協力事業所数	63	1,194	19.0	52	927	17.8
④利用対象者数	64	2,317	36.2	51	1,667	32.7
⑤新規利用者数	64	906	14.2	46	467	10.2
⑥利用修了者数	63	868	13.8	36	380	10.6
(⑥/④修了者比率、%)		37.5	*		22.8	*
⑦年間延べ訓練日数	63	207,837	3,299.0	51	193,690	3,797.8
(⑦/④1人平均訓練日数)		89.7	*		116.2	*
⑧就職者数	62	254	4.1	26	96	3.7
(⑧/⑥就職率、%)		29.3	*		25.3	*

(参考)集計対象団体数の推移

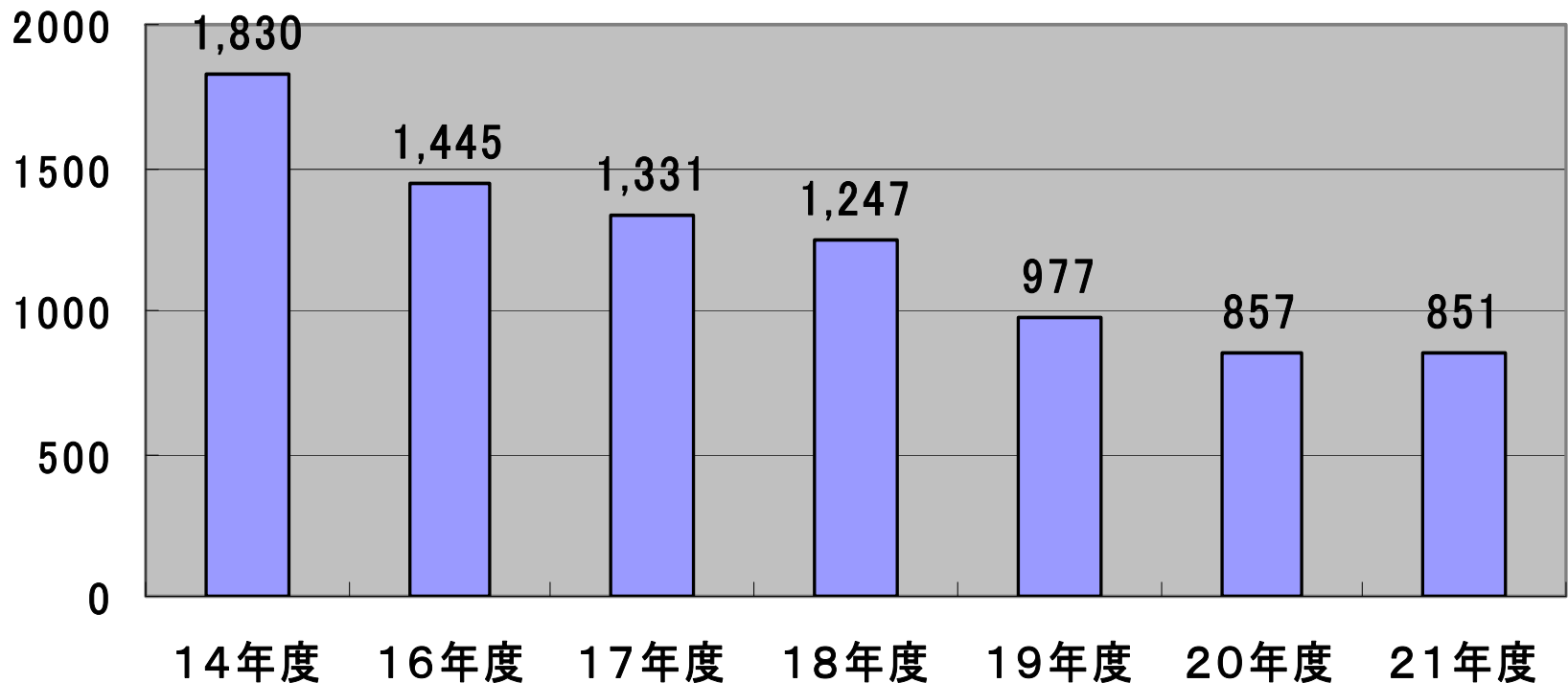


(注) 1) 14年度、16年度は、竹島正他「精神病院・社会復帰施設等の実態把握及び情報提供に関する研究」(17年度)による。

い 2) 平成20年度、21年度の調査対象65団体(うち、政令市18団体)、全団体から回答があった。ただし、山形県は当事業を実施していないため集計対象外。また、岡山市は20年度は県事業として実施したため予算額未記入。

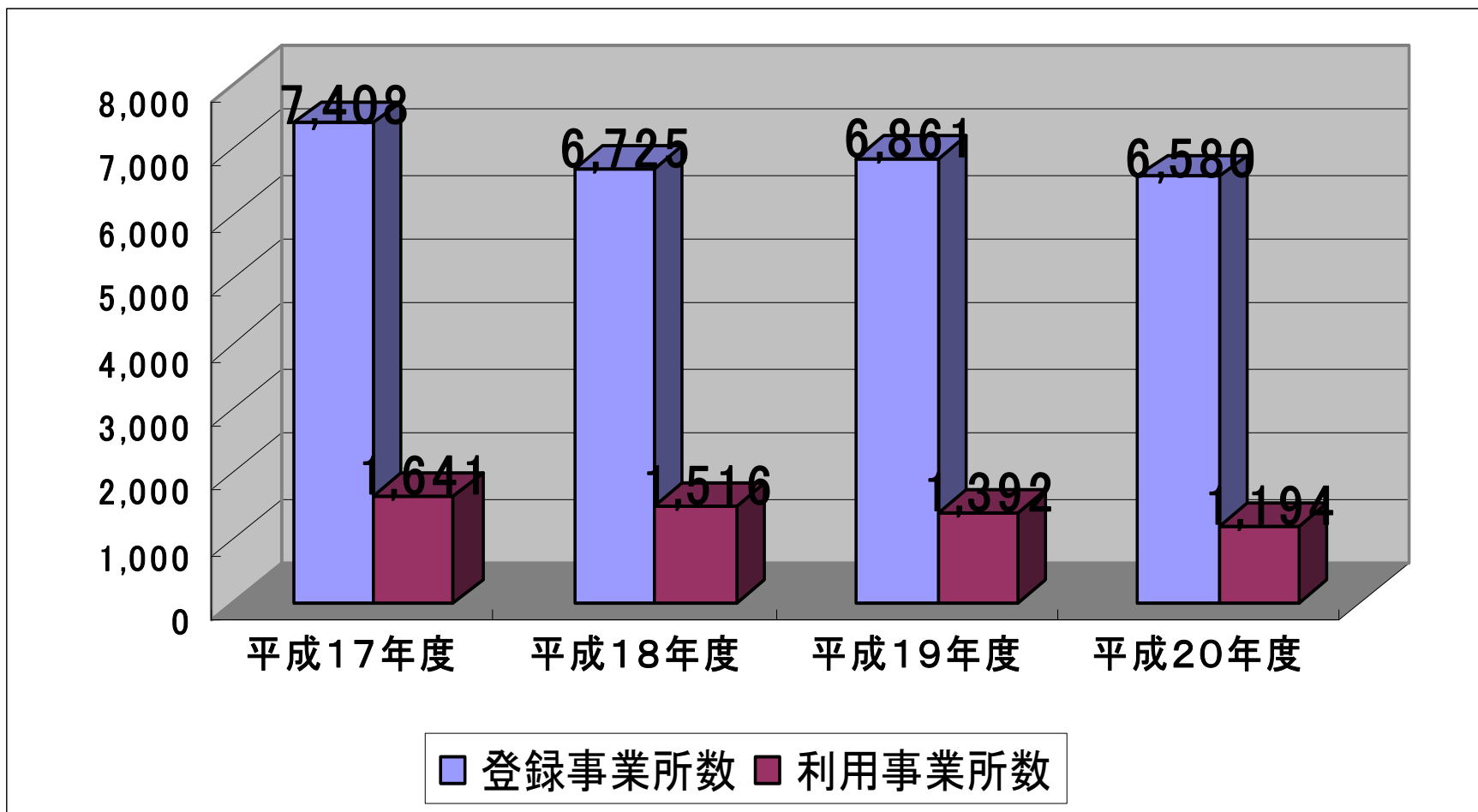
(1) 社適事業の予算額

社適事業の1団体(県・市)平均予算額の推移(万円)

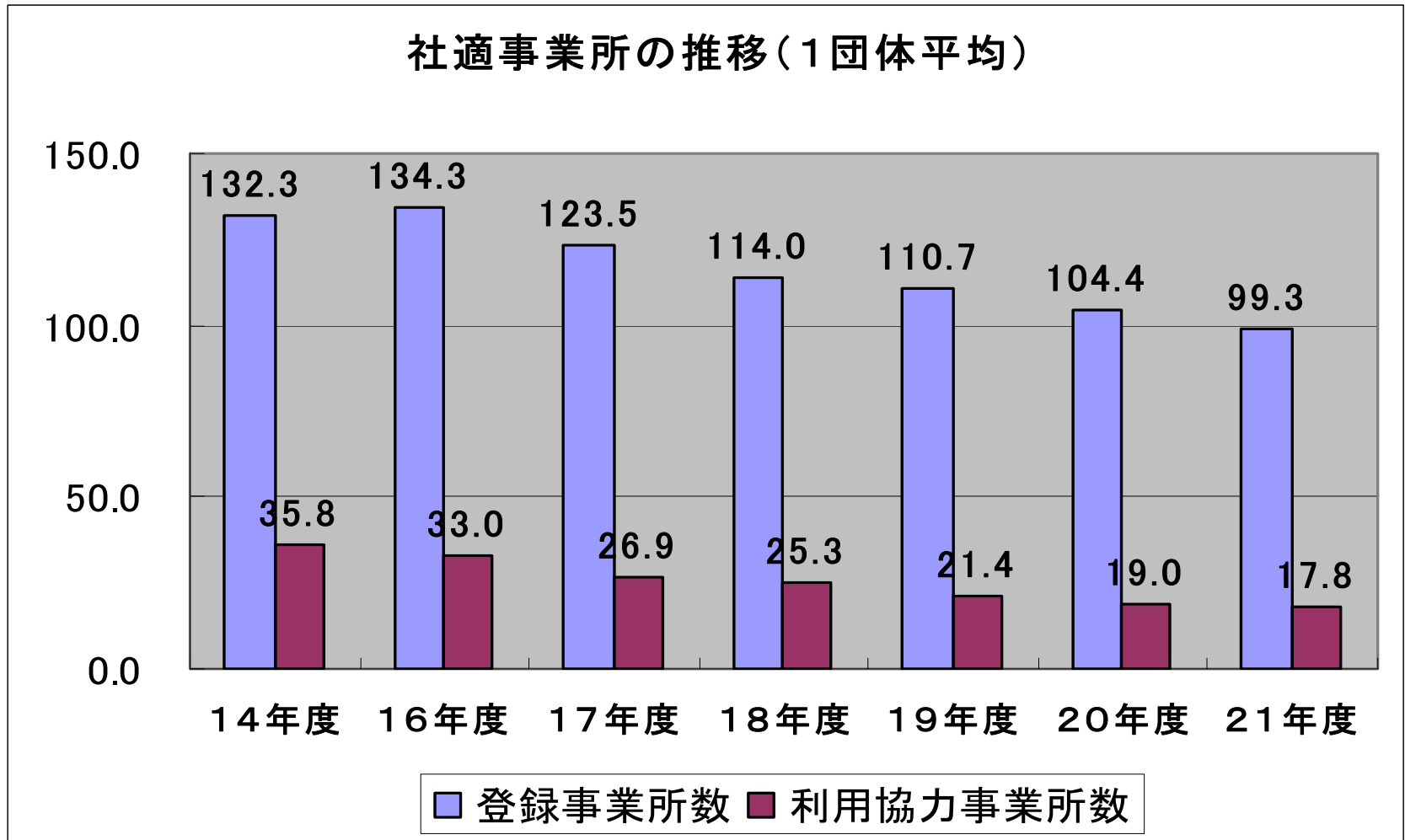


(2)－1 協力事業所数の登録数と利用協力事業所数

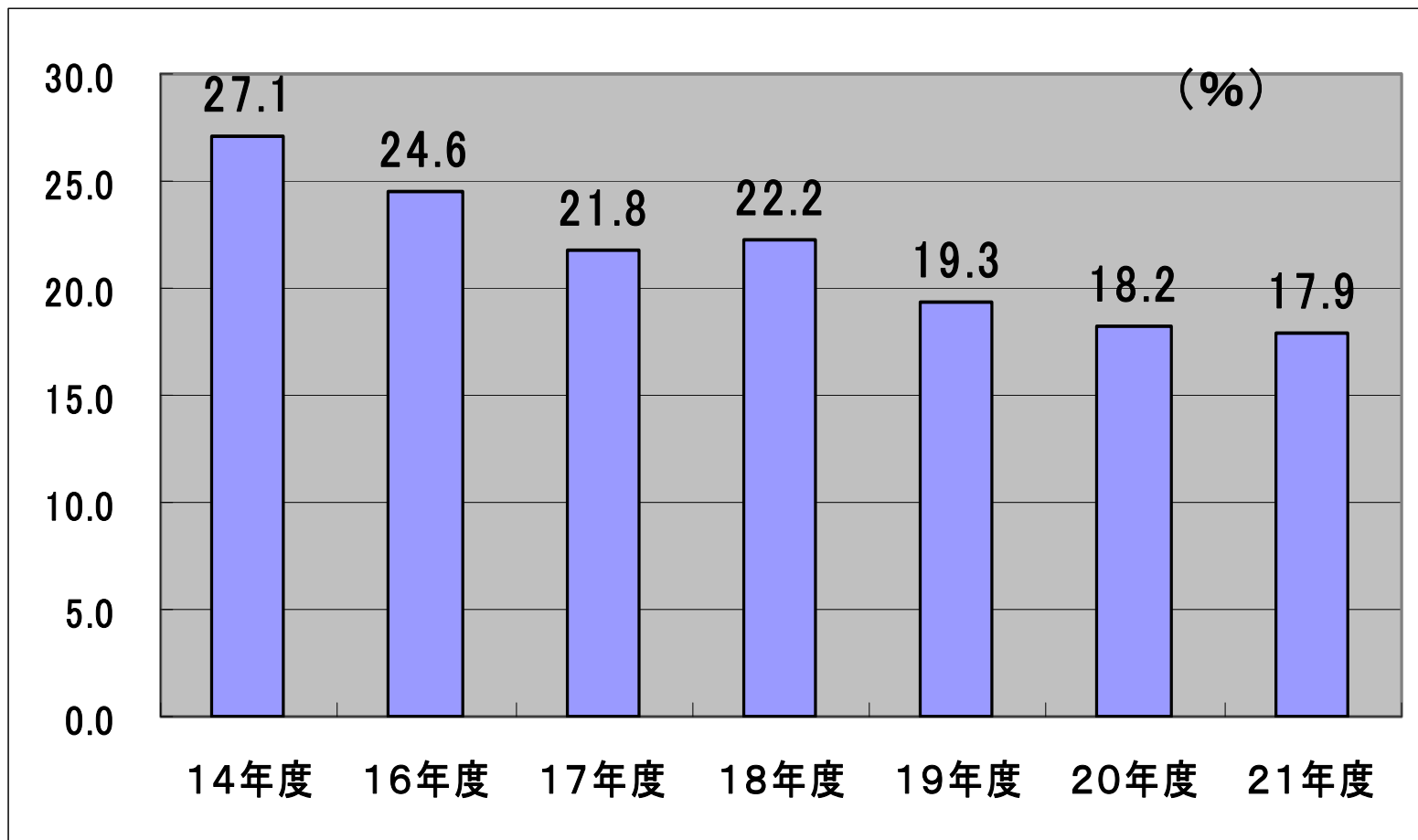
(全国)



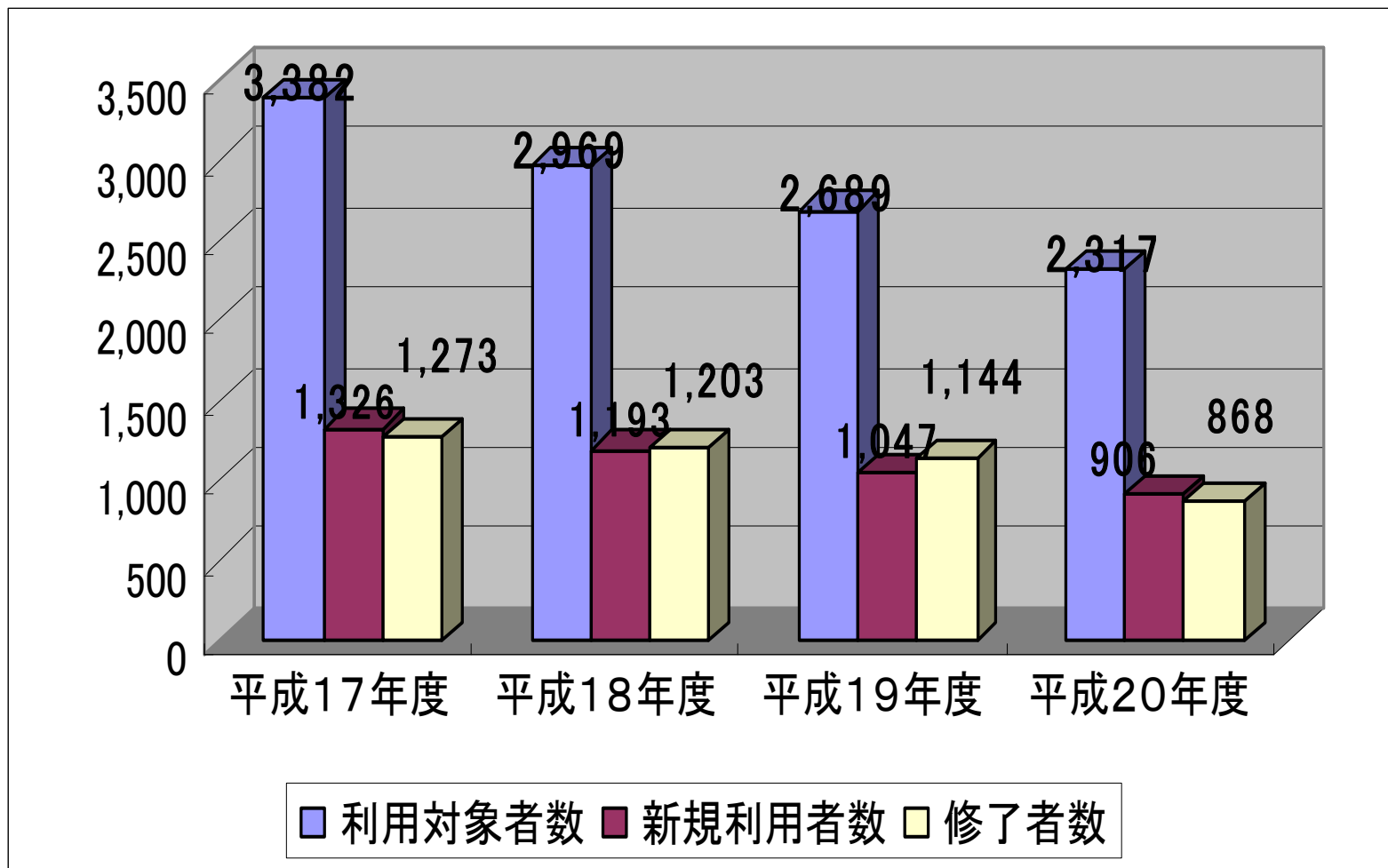
(2)一2 協力事業所の状況



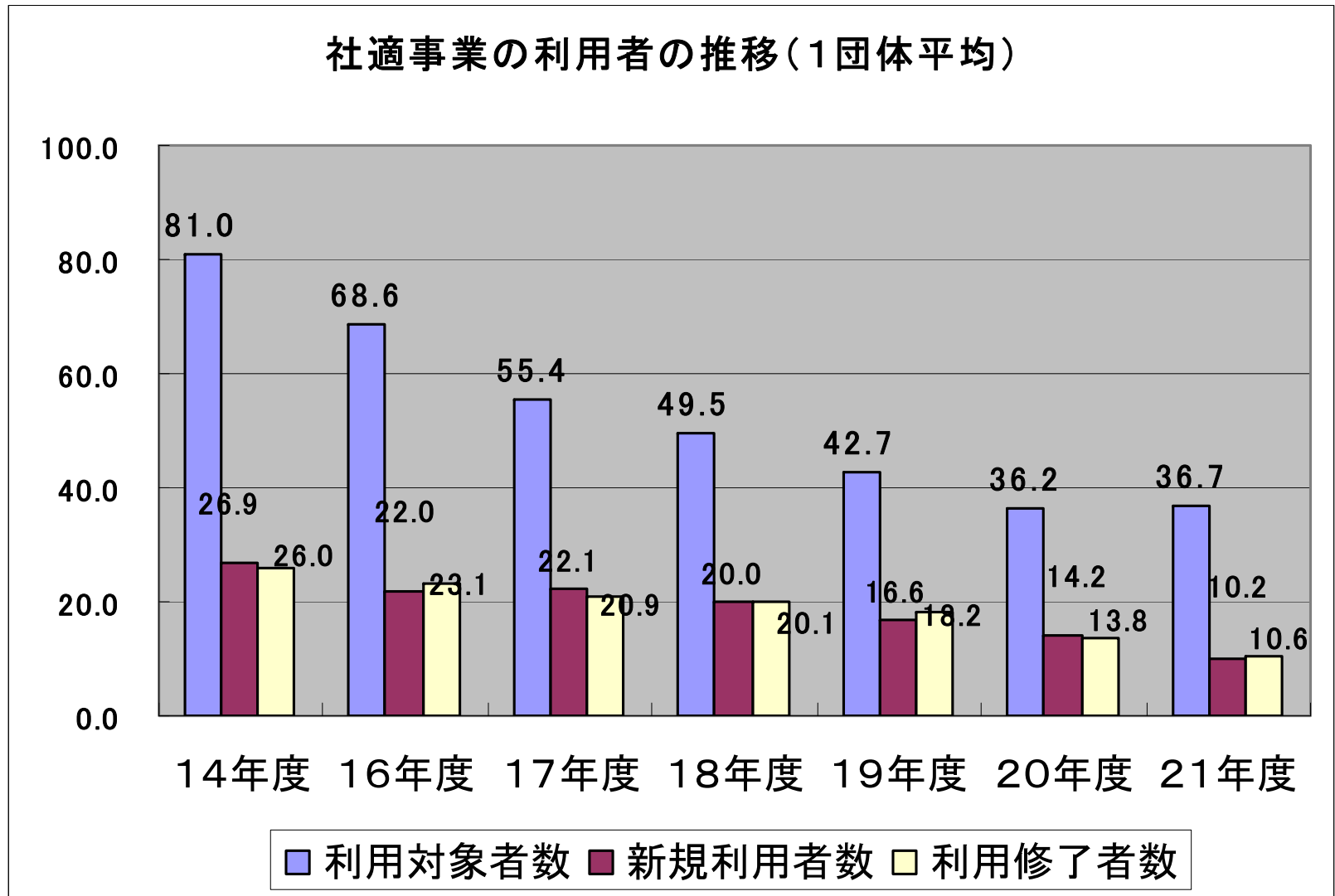
(2)－3 利用率 (登録事業所に対する利用事業所数の割合)



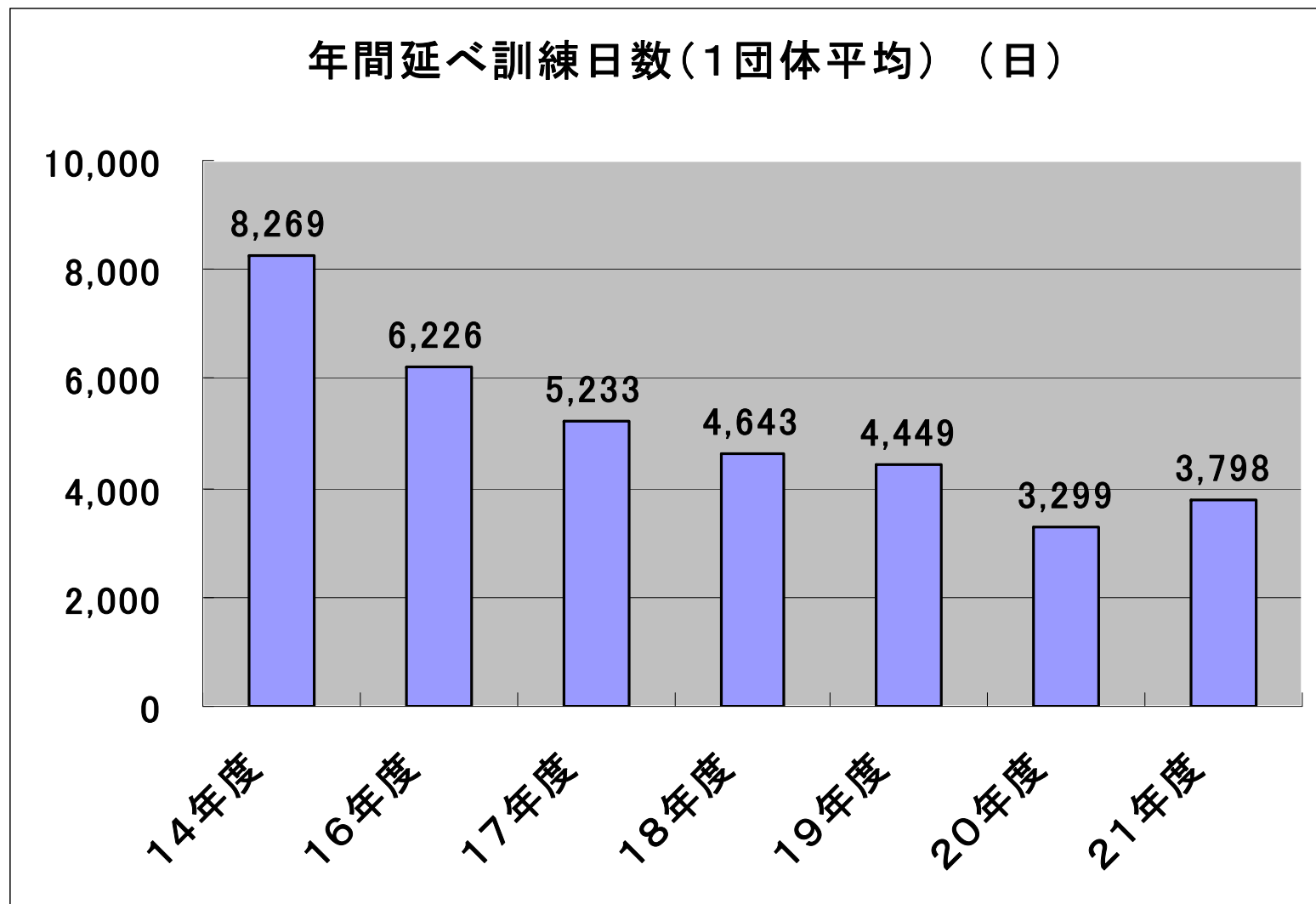
(3) - 1 利用者数の状況(全国)



(3)一2 利用者数の状況

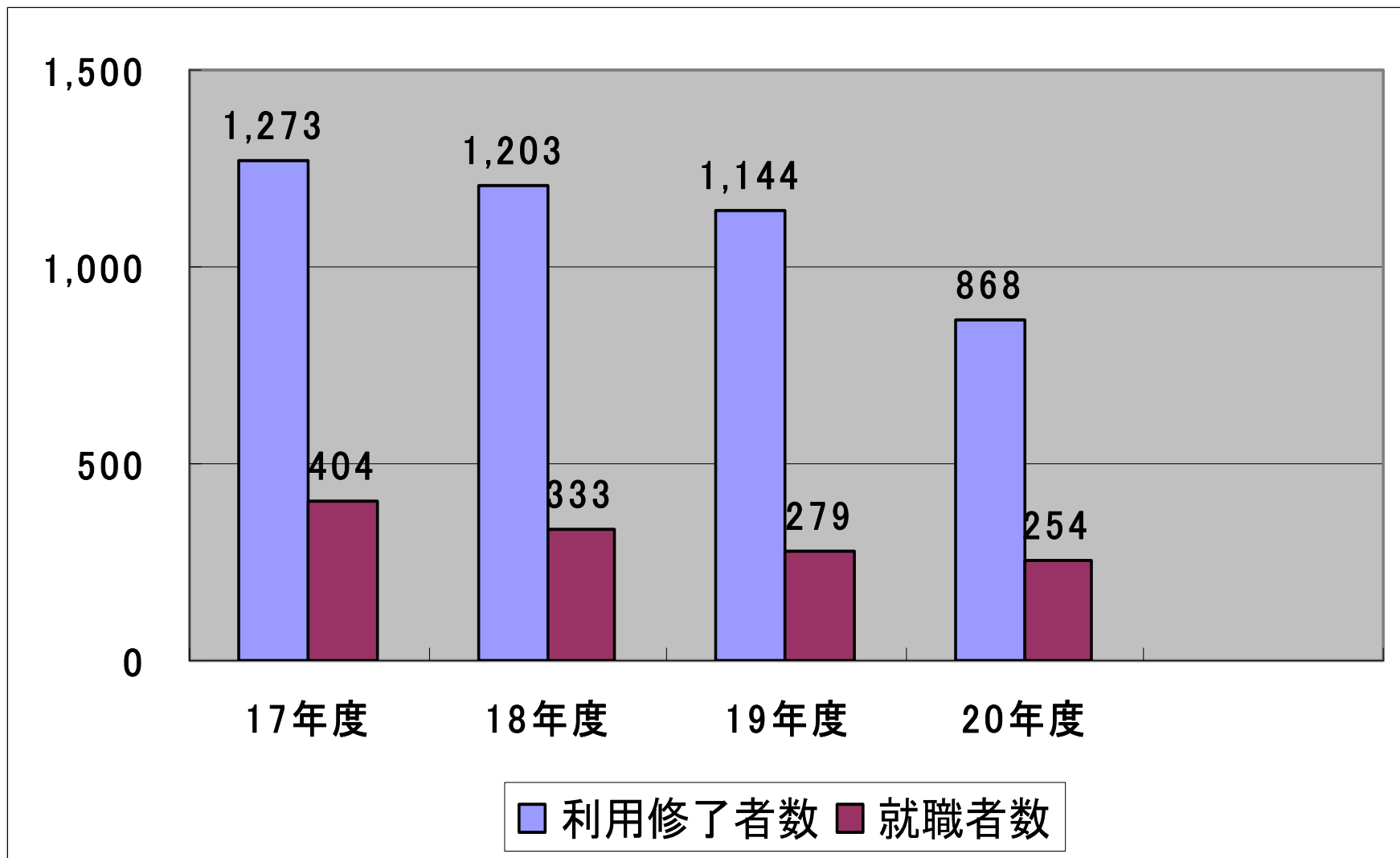


(4) 年間延べ訓練日数



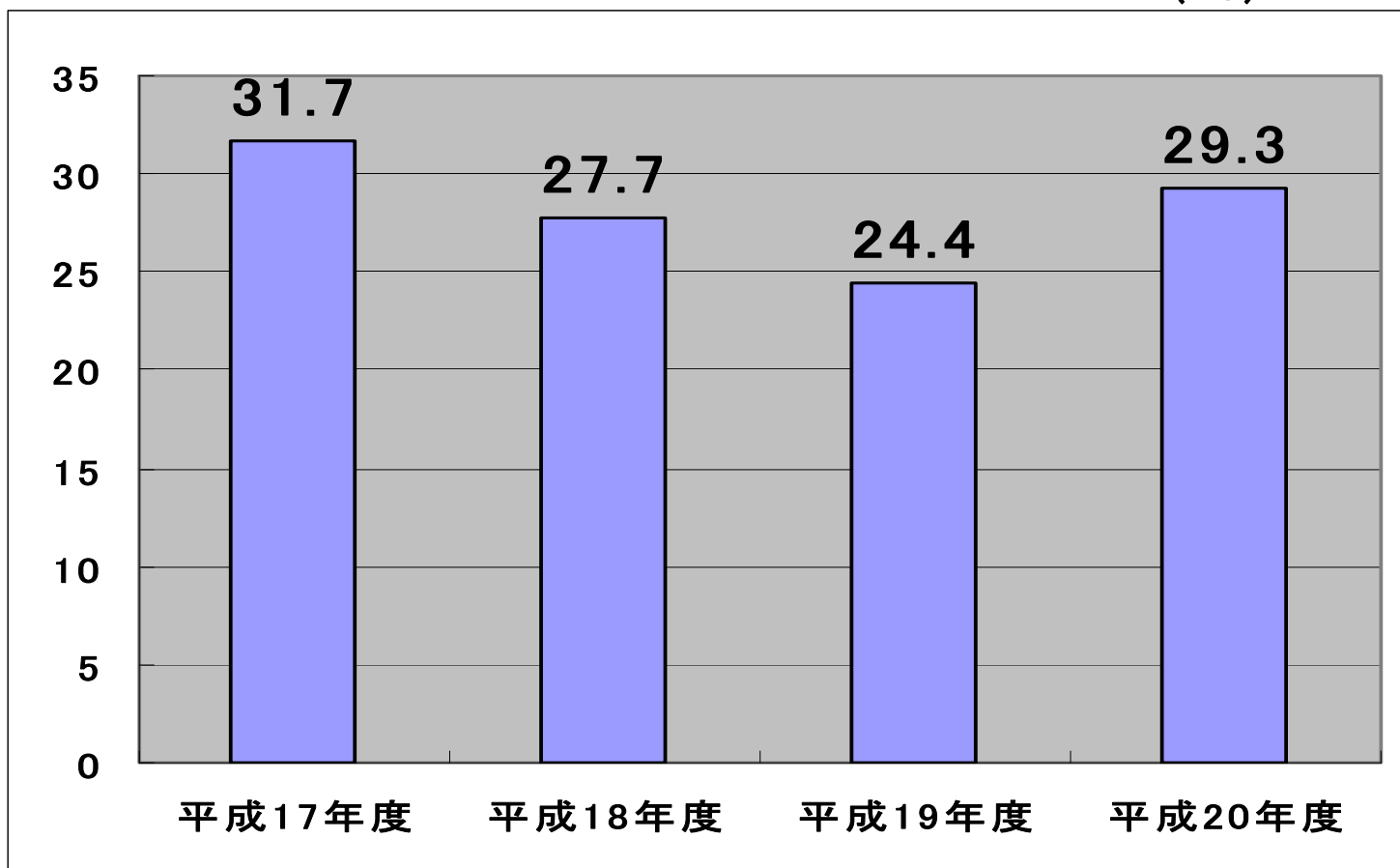
(5)ー1 修了者数と就職者数

(全国ベース)



(5) - 2 修了者の就職率

(%)



(6)－1 事業主への委託料

- ・ 原則1日2,000円の大部分(40団体)
- ・ 2000円未満の県も多い(1,000円～1,800円)
(平成20年に委託料を引き下げた県:栃木・茨城(2,000円→1,800円))
 - * 兵庫県はH21年度から実習型1,000円、雇成型2,000円に変更
 - * 訓練日数10日未満不支給:名古屋市
- ・ 就労時間をカウントしている例など
 - 1日1,000円(基本料)+1時間125円:石川県、岐阜県、愛媛県
 - 半日1,000円+1時間250円:岡山県、岡山市
 - 在宅2,000円、入院1,100円:福岡県
 - 1日2,000円、ただし、半日(4時間)未満は1,000円:三重、鳥取
 - 1時間250円:山口県
- ・ 2000円以上の支給例
 - 1日2,365円:東京都
 - 1日2,100円:浜松市

(6)－2 訓練手当

多くの県・市は、訓練生への手当で制度なし。

(訓練手当での制度のある事例)

- 北海道、神奈川県、横浜市(1日1,000円(事業主委託費1,000円))、
- 札幌市(1日1,000円(事業主委託費2,000円))
- 新潟県(1日300円)、
- 愛知県、沖縄県、名古屋市(1日500円)
- 新潟市(1日300円)
- 東京都(1日1,100円)
- 長崎県(事業主委託料から1,200円)、
- 福岡県、福岡市、北九州市(事業主委託料から900円以上)
- 長野県(月額5,000円、住居手当支給対象者7,000円)

訓練生への手当を支給していない県・市でも、多くの場合、事業主が受け取った委託費の全部又は一部を訓練生への手当に充当している例が多い。

(参考) 協力事業所の訓練手当などの支給状況

	事業所数	構成比(%)
一切支給していない	40	5.8
何らかの支給有り	595	86.1
(支給内容、M. A)		100.0
交通費相当	75	12.6
弁当代相当	41	6.9
委託料相当	183	30.8
県・市からの訓練手当	206	34.6
委託料に若干上乘せ	113	19.0
その他	131	22.0
実施事業所計*	691	100.0

* 無回答56を含む。

(第1回(18年度)事業所調査結果による)

(7) 訓練期間、傷害保険の有無、要綱の改訂状況

- **訓練期間**についてはほとんどの県・市は6ヶ月とし、状況により3年間まで延長可能としているところが多いが、最大期間を2年あるいは1年としているところもある。
- **傷害保険**については、「有り」とする県・市が平成17年度46団体、18年度48団体、19年度49団体、20年度53団体と次第に増えている。ただし、「事業所による」と回答している県もある。
- **要綱の改訂**状況
改訂有りの回答団体：平成20年度 14団体
21年度 13団体

(8) 都道府県・市による格差 (平成20年度)

	総数(総額)	平均	最高	最低
①事業の予算額(万円)	53,959	856.5	4,241	28
②登録事業所数	6,580	104.4	295	5
③利用のある協力事業所数	1,194	19.0	63	1
④利用対象者数	2,317	36.2	121	1
⑤新規利用者数	906	14.2	57	0
⑥利用修了者数	868	13.8	107	0
⑦年間延べ訓練日数	207,837	3,299.0	12,441	59
⑧就職者数	254	4.1	21	0

総括

- ・ 規模は全体として縮小傾向にあるが、精神障害者の就労に向けての**実際の職場を活用した訓練の場**として大きな役割を果たしている。
(平成20年度実績:登録事業所数6,600事業所、利用事業所数1,200、利用者数2300人、就職者数254人)
- ・ 実施状況を見ると都道府県による格差が大きい。本事業を実施していない県(山形県は18年度から中止)もある。
- ・ 登録協力事業所の利用率は**20%**に満たない。活用の余地は大きい。
- ・ 就職率は平成20年度で**29.3%**と前年より上回っているが、この傾向を如何に維持するかが課題である。
- ・ 訓練生への手当て制度が確立されていない。
(訓練手当て、交通費、労働災害)
- ・ 協力事業所への行政等の支援体制が不十分(関係機関との連携が不十分)・・・新通達の効果的運用が期待される。